〃	Suntapiripi	〃	第26104号 平成23年6月29日
Viola L.	Sunvioanpi	〃	第26108号 平成23年6月29日
〃	Sunviomisbu	〃	第26109号 平成23年6月29日

○農林水産省告示第千九百五十八号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年十月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第23847号 平成21年6月23日	平成21年8月18日	モゼルナ	モゼキキ
第23863号 平成21年6月24日	平成21年9月24日	DELIAMAZON	DELIAMAZONN
第23867号 平成21年6月24日	平成21年9月24日	CAESAR SNOWY	CAESAR WHITE
第24194号 平成21年10月13日	平成21年12月24日	FIMAIKO	FIDESMAIKO
第24325号 平成21年11月19日	平成22年3月18日	ワイン　ハーモニー	ワインハーモニー
第24337号 平成21年11月26日	平成22年1月25日	キノプリンセス	キノプリンセスサクラ
第24604号 平成22年2月15日	平成22年4月22日	キャラック　ピンク　ホノカ	キャラックピンクホノカ

○国土交通省告示第千十四号

高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成二十一年厚生労働省・国土交通省告示第一号）の三の1に定める事項に基づき、高齢者が入居する賃貸住宅の管理に係る指針（平成十三年国土交通省告示第千三百号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十三年十月七日

国土交通大臣　前田　武志

第一の四のイ中「高齢者向け優良賃貸住宅の整備及び管理に関する計画に係る認定事業者である場合にあっては当該認定を受けた計画に関する書類、」を削り、「当該認可」を「、当該認可」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十日から施行する。

○国土交通省告示第千十五号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第六十四号）の施行に伴い、及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第三十六条の規定に基づき、国土交通大臣が定める高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人等が講ずべき措置（平成十三年国土交通省告示第千三百二号）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十三年十月七日

国土交通大臣　前田　武志

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十六条に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

一　銀行、信託会社、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合で出資の総額が五千万円以上であるもの、労働金庫又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第四十一条第一項第一号の国土交通大臣が指定する者（以下この号において「銀行等」という。）との間において、終身賃貸事業者が前払金の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額（前払金のうち賃借人の終身にわたる居住が余命等を勘案して想定される期間のうち残存する期間に係る額又は五百万円のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。以下同じ。）に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

二　保険事業者（保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第一項又は第百八十五条第一項の免許を受けて保険業を行う者をいう。）との間において、終身賃貸事業者が受領した前払金の返還債務の不履行により賃借人に生じた損害のうち当該返還債務の不履行に係る保全金額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結すること。

三　信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関をいう。）との間において、保全金額につき前払金を支払った賃借人を受益者とする信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本補てんの契約をしたもの又は信託契約により保全金額に相当する部分が保全されるものに限る。）を締結すること。

四　一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、前払金について終身賃貸事業者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、第一号から第三号までに掲げる措置に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの。

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十日から施行する。

○国土交通省告示第千十六号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第二百三十七号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第六十四号）の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第三十四条第一項第九号の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十三年十月七日

国土交通大臣　前田　武志

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示

（平成十三年国土交通省告示第千二百九十五号等の廃止）

第一条　次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成十三年国土交通省告示第千二百九十五号

二　平成十三年国土交通省告示第千四百八十七号

三　平成十七年国土交通省告示第千百五十号

（平成十三年国土交通省告示第千二百九十六号の一部改正）

第二条　平成十三年国土交通省告示第千二百九十六号の一部を次のように改正する。

題名中「第六十二条第一項第九号」を「第三十四条第一項第九号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十日から施行する。